

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第1節 復旧事業の推進</b> (略)</p>	<p><b>第1節 復旧事業の推進</b> (略)</p>
<p><b>第2節 被災者の生活確保</b></p> <p>府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。</p> <p><b>第1 災害弔慰金等の支給 ～ 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付</b> (略)</p> <p><b>第3 罹災証明書の交付等</b></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した<u>被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。<u>(追記)</u></p> <p><b>第4 租税等の減免及び徴収猶予等 ～ 第7 被災者生活再建支援金</b> (略)</p>	<p><b>第2節 被災者の生活確保</b></p> <p>府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。</p> <p><b>第1 災害弔慰金等の支給 ～ 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付</b> (略)</p> <p><b>第3 罹災証明書の交付等</b></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を<u>積極的に作成・活用</u>し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。<u>また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p><b>第4 租税等の減免及び徴収猶予等 ～ 第7 被災者生活再建支援金</b> (略)</p>
<p><b>第3節 中小企業の復旧支援</b> (略)</p>	<p><b>第3節 中小企業の復旧支援</b> (略)</p>
<p><b>第4節 農林漁業関係者の復旧支援</b> (略)</p>	<p><b>第4節 農林漁業関係者の復旧支援</b> (略)</p>
<p><b>第5節 ライフライン等の復旧</b></p> <p>災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧<u>予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。</u></p>	<p><b>第5節 ライフライン等の復旧</b></p> <p>災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧<u>予定時期の目安</u>を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成 29 年 3 月）	今回修正
<p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団） ？</p> <p>7 放送（日本放送協会、民間放送事業者） （略）</p> <p>8 鉄道（鉄道事業者） (1) 復旧計画 ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。 イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧<u>予定時期</u>を明示するものとする。</p> <p>(2) 広報 （略）</p> <p>9 道路（近畿地方整備局、府、市町村） （略）</p>	<p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団） ？</p> <p>7 放送（日本放送協会、民間放送事業者） （略）</p> <p>8 鉄道（鉄道事業者） (1) 復旧計画 ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。 イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧<u>予定時期</u><u>の目安</u>を明示するものとする。</p> <p>(2) 広報 （略）</p> <p>9 道路（近畿地方整備局、府、市町村） （略）</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<h2 data-bbox="261 306 908 348">第1節 復興に向けた基本的な考え方</h2> <p data-bbox="231 411 1341 520">大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、<u>府、市町村は</u>、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに<u>復興に関する基本方針、計画</u>を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。</p> <p data-bbox="231 531 1341 720">そのため、府、市町村は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。</p>	<h2 data-bbox="1685 306 2332 348">第1節 復興に向けた基本的な考え方</h2> <p data-bbox="1614 411 2724 520">大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに<u>府は復興に関する方針、計画を、市町村は復興に関する計画</u>を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。</p> <p data-bbox="1614 531 2724 720">そのため、府、市町村は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。</p>
<h2 data-bbox="261 821 1101 863">第2節 府における復興に向けた組織・体制整備</h2> <h3 data-bbox="231 926 522 957">第1 復興対策本部の設置</h3> <p data-bbox="231 1003 1341 1073">府は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。</p> <p data-bbox="231 1083 1341 1152">復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を府民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。</p> <p data-bbox="231 1163 1341 1314">なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。</p> <p data-bbox="270 1325 338 1356">〔組織〕</p> <p data-bbox="261 1367 1341 1556">本部長 知事 副本部長 副知事、政策企画部長 本部員 危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<b>（追記）</b>福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p data-bbox="261 1608 1341 1677">上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める関係者に対して、復興対策本部会議への出席を求めることができる。</p> <p data-bbox="284 1688 982 1719">なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。</p> <h3 data-bbox="231 1766 522 1797">第2 関係機関との調整</h3> <p data-bbox="249 1808 299 1839">（略）</p>	<h2 data-bbox="1644 821 2484 863">第2節 府における復興に向けた組織・体制整備</h2> <h3 data-bbox="1614 926 1905 957">第1 復興対策本部の設置</h3> <p data-bbox="1614 1003 2724 1073">府は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。</p> <p data-bbox="1614 1083 2724 1152">復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を府民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。</p> <p data-bbox="1614 1163 2724 1314">なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。</p> <p data-bbox="1653 1325 1721 1356">〔組織〕</p> <p data-bbox="1644 1367 2724 1556">本部長 知事 副本部長 副知事、政策企画部長 本部員 危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<b>IR推進局長</b>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p data-bbox="1644 1608 2724 1677">上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める関係者に対して、復興対策本部会議への出席を求めることができる。</p> <p data-bbox="1665 1688 2362 1719">なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。</p> <h3 data-bbox="1614 1766 1905 1797">第2 関係機関との調整</h3> <p data-bbox="1632 1808 1682 1839">（略）</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第3節 府における復興計画等の策定</b></p> <p>第1 復興方針の策定 (略)</p> <p>第2 復興計画の策定</p> <p>府は、迅速に復興が図られるよう復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。</p> <p>また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>併せて、関西広域連合の復興計画等と整合を図るものとする。</p> <p>第3 復興計画の内容 ～ 第4 復興財源の確保 (略)</p>	<p><b>第3節 府における復興計画等の策定</b></p> <p>第1 復興方針の策定 (略)</p> <p>第2 復興計画の策定</p> <p>府は、迅速に復興が図られるよう復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。</p> <p>また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>併せて、関西広域連合の「<u>関西復興戦略</u>」等と整合を図るものとする。</p> <p>第3 復興計画の内容 ～ 第4 復興財源の確保 (略)</p>
<p><b>第4節 市町村における復興に向けた取組み</b> (略)</p>	<p><b>第4節 市町村における復興に向けた取組み</b> (略)</p>
<p><b>第5節 関西広域連合における復興に向けた取組み</b> (略)</p>	<p><b>第5節 関西広域連合における復興に向けた取組み</b> (略)</p>